

コロナ禍でどのように多機能型精神科診療所を運営しているのか
～認知症分野を中心に～

公益財団法人横浜勤労者福祉協会
うしおだ診療所 所長 野末浩之

・コロナ禍以前より、診療所職員はいわゆる標準予防策（スタンダードプレコーション）に則った感染予防策を講じて日常の医療活動を行っていた。毎年冬季に流行するノロウイルス、インフルエンザ等への対策に加え、季節を問わず、いわゆる「ゴミ屋敷」への訪問診療、精神科訪問看護等を行っているため、感染防護に対する職員の意識は高かった。

・診療所内に置かれた労働安全衛生委員会の働きは出色のものがあった。感染予防についての学習が繰り返し行われ、職員に対する注意喚起を日頃から行ってきた。医師、歯科医師、師長を中心とした看護師が主体となり、所内全区域での感染リスクを把握し、適切な消毒法等を全職員にアドバイスし実践していた。当診では2020年4月に非常勤職員の感染事例が発生したが、患者・職員含め一名の感染者も出すことなく収束できたのは上記対策を徹底していたことによると考える。

・当診療所では、2002年から重度認知症デイケアを運営している。排泄介助等の濃厚接触を要する行為に際して職員はマスク、フェイスガード、手袋を着用して当たっている。利用者にもマスク着用、頻回な手洗い、うがいをお願いしている。

・グループ法人（社会福祉法人うしおだ）では認知症グループホーム、小規模多機

能施設において宿泊を伴う介護サービスの提供を行っている。これらの施設で新型コロナウイルス感染症の感染者、濃厚接触者、及び疑い患者が発生した際に、施設内の感染拡大を抑えるため「ゾーニング」を行い業務の継続が求められた。診療所の看護スタッフらの協力を得て各施設のゾーニングを含むBCP（事業継続計画）を策定し備えとした。社福職員が濃厚接触者となる事例が発生した際、診療所において直ちに全職員・利用者のPCR検査を行い、感染拡大を防ぐことができた。

・横浜市より受託している認知症初期集中支援チーム事業は、コロナ禍にあっても地域から前年とほぼ同数の訪問依頼を頂いた。感染予防策を十分講じたうえで、緊急事態宣言発令中も従来通り訪問活動を継続した。

・勤務する職員が50名を超える、大規模多機能型診療所であるため、産業医の選任が必須である。昨年度までは管理医師である発表者が産業医を務めていた。本年度より、外部法人から経験豊富な産業医を招聘し、相談や所内巡視をお願いすることとした。コロナに限らず各種感染症予防策を講じてゆく一助となると期待している。

（2021.5.23 第6回日本多機能型精神科診療所研究会 横浜大会）